

おいでんか松山観光客誘致促進事業（受注型企画旅行）（令和3年度）
実施要項に関する Q&A

Q 1. この受注型企画旅行への助成金制度の対象は、どのような旅行なのか。

▶受注型の団体旅行が助成の対象です。

募集型の団体旅行である「添乗員付」や「エスコート型」と呼ばれる旅行は対象外です。

加えて、修学旅行やスポーツ合宿・コンベンションに参加の団体旅行および「旅行にご招待など」のキャンペーン企画を通じた募集型の旅行に類似した団体旅行も同じく対象外です。

Q 2. 助成要件では、松山市内に1泊以上とあるが、どのような宿泊施設が対象になるのか。

▶宿泊は、松山市内の民営の旅館・ホテルを対象とし、キャンプ場やそれらに類する施設、市、県など自治体が運営する宿泊施設は対象外です。

Q 3. 要項内にある「松山市の観光施設又はイベント」とはどこか。

また、松山市内の観光施設とは、有料施設のみが対象なのか？

▶観光施設とは、松山城・道後温泉本館・道後温泉別館 飛鳥乃湯泉・坂の上の雲ミュージアムをはじめとする有料施設のほか、石手寺、太山寺、伊佐爾波神社などの神社仏閣、庚申庵、一草庵など入場無料の施設を含みます。

また、イベントとは、松山市内で開催されるイベント・まつりなどを指します。

ただし、車窓からの見学のみの場合は、助成要件に該当しません。

Q 4. 要項内に「松山市の観光施設又はイベント3箇所」とあるが、必ず旅程に3箇所含まなければならぬか。

▶旅程に松山市の観光施設又はイベントを3箇所含まなければ、助成要件を満たさないため助成できません。

ただし3箇所のうちの1箇所に限り、

①東温市、砥部町の観光施設

②プロスポーツ

③中予地域（松山市、東温市、伊予市、砥部町、松前町、久万高原町）の産業施設等の視察

④松山の名産品に関連のある旅程

これらのうち、当協会が認める旅程に代えることができます。

Q 5. プロスポーツとはどういったものか。

▶プロスポーツとは、ニンジニアスタジアムで開催されるJ2リーグ「愛媛FCの公式戦」や松山市内の野球場で開催される四国アイランドリーグ plus「愛媛マンダリンパイレーツの公式戦」のほか、松山市内で開催されるプロスポーツの公式戦（野球・サッカー・バスケットボール・バレーボール等）です。

Q 6. 産業施設等の視察とはどういったものか。

▶産業施設等の視察とは、中予地域（松山市、東温市、伊予市、砥部町、松前町、久万高原町）にある企業等を訪問し、内部見学を伴う視察を指します。

Q 7. 松山の名産品に関連のある旅程とはどういったものか。

▶松山の名産品に関連のある旅程とは、松山の名産品や農林水産物について学んだり、体験したり、購入機会を設けるなど、名産品等自体が旅の目的となる行程としてください。

**Q 8. 松山市内に1泊すれば、他市・他県の観光地を含む行程でも対象になるのか？
他市や他県の助成金制度等と併用は可能か。**

▶助成要件を満たせば、行程に他市・他県の観光地が含まれている旅行も申請可能です。
また、他市・他県による助成や補助金等を利用する場合は、「他の助成制度を利用した旅行」でないこととありますように、当制度の助成対象にはならず、助成金の併用はできませんのであらかじめご了承ください。

Q 9. 1申請につき助成基準額は3万円（北海道、東北、北陸信越地区の場合は5万円）とあるが、1申請につき、必ず3万円（または5万円）の助成を受けられるのか。

▶1申請につき助成基準額は3万円（北海道、東北、北陸信越地区は5万円）となっていますが、バス、もしくは船舶利用の金額が助成額を下回る場合は、これらの実費額と同額を助成させていただきます。
また、催行人数50人以上の場合は1申請につき助成基準額の2倍まで加算が認められますが、この場合もバス代もしくは船舶代が加算後の助成額を下回る場合、同様に実費額と同額を助成します。

Q 10. 同一申請者とは、どのような取扱いなのか。

▶同じ旅行会社でも支店が異なる場合は、それぞれの支店を個別の申請者として取扱います。

Q 11. 申請書（様式第1号【受注型】）と一緒に提出する書類は何か。

▶申請時には、①申請書（様式第1号【受注型】）、②旅行行程表③バス等の車両の見積り（写）または運送引受書（写）、及び船舶等を見積りをご提出いただきます。
バス等の車両に関しては、貸切バス会社が発行する「見積書（写）」、または全ての貸切バス運送について法令により作成・交付・保存が義務付けされている貸切バス会社発行の「運送引受書（写）」をご提出いただければ、バス会社の見積書（写）に代わるものとして取り扱います。

Q 12. 助成期間中は提出された申請を全て受け付けするのか。

また、必ず14日前までに申請書類を提出しなければならないのか。

▶助成金申請書と関係書類は提出された順に受け付けますが、事業予算を超えた時点で受け付けを終了します。
なお、申請書（様式第1号【受注型】）は、必ず原本をご提出ください。
また、万一、提出書類の不足や、記載の不備等がある場合は受け付けできません。全ての書類を不足、記載不備等なく、旅行出発の14日前（14日前が土・日・祝日にあたる場合はそれらの直前の当協会営業日）までに提出いただいた時点で受け付けとなります。

Q 1 3. 申請書の提出は、必ず郵送しなければならないか。F A Xやメールでは受け付けないのか。

▶申請書（様式第 1 号【受注型】）や実績報告書（様式第 2 号【受注型】）、請求書は原本をご提出いただく必要がありますので、必ず郵送にてご提出ください。

なお、添付の関係書類に不足、記載不備等がある場合、書類の追加提出や、記載内容を修正した書類の再提出も、原則ご郵送していただきますので、これらにかかる日数を考慮に入れ、余裕をもってご提出ください。

Q 1 4. 助成金申請書（様式第 1 号）を提出後、旅行内容の変更や中止があった場合はどうするのか。

▶旅行の中止、または内容の大幅な変更がある場合は、変更・中止届（様式第 3 号）に必要事項を記入の上、当協会が指示する関係書類等を必ずご提出いただきます。

ご不明の場合は、事前にお問い合わせください。

Q 1 5. 様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号の関係書類は支店長名で申請するのか。また、申請書類等には支店長の押印が必要なのか。

▶申請書類は、旅行会社又はその支店の代表者名で申請する必要があります。また、印鑑は、**代表者印（支店長印）**又は**社印（支店印）と代表者の認印（シャチハタ印は不可）**でご申請ください。なお、申請書（様式第 1 号【受注型】）や実績報告書（様式第 2 号【受注型】）、変更・中止申請書（様式第 3 号【受注型】）、請求書に押印する印鑑は、**一貫して同じ印を押印してください。**

また、**社印（支店印）と代表者の認印（シャチハタ印は不可）**を押印する場合、それぞれの印影が重ならないようにご注意ください。

ご不明の場合は、事前にお問い合わせください。

Q 1 6. 実績報告時の提出書類である「旅行者への旅行代金の請求書（写）」では、何を確認するのか。

▶要項に規定する「助成金を旅行者に還元し、負担を軽減している」ことを確認させていただくため、請求書の内訳に助成金分の割引が記載されていることを確認します。

Q 1 7. この要項の施行日である 4 月 1 日から 14 日以内の 4 月上旬に旅行へ出発するため、要項に定める 14 日前に申請書一式を提出することが困難である。助成を受けることができないのか。

▶令和 3 年 4 月 20 日（火）までに出発する旅行で、当助成制度を申請される場合に限り、出発日の前日の当協会営業日までに、申請書ならびに関係書類等を不足、記載不備等無くご提出いただければ、特例として申請を受け付けます。

令和 3 年 4 月 21 日（水）以降に出発する旅行に関しては、要項に記載のとおり、旅行出発の 14 日前（14 日前が土・日・祝の場合は、直前の当協会営業日）までに申請書ならびに関係書類等をご提出下さい。